

発議第 1 号

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和6年6月18日 提出

提出者	江差町議会議員	塚 本 眞
〃	〃	小 野 寺 眞

賛成者	江差町議会議員	小 梅 洋 子
〃	〃	出 崎 太 郎
〃	〃	田 畑 豊 利
〃	〃	大 門 和 幸
〃	〃	増 永 一 彦

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で新たな「食料・農業・農村基本法」の制定することをめざしています。

我が国のカロリー食料自給率38%は、先進国の中でも最低となっており、また穀物自給率28%は、世界185ヵ国で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食料危機が進行し「食べたくても食べられない」人びとが増えているなか、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危険をもたらすことになりかねません。

よって「新基本法」の検討では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月18日

江差町議会議長 萩原 徹